

漁業経営維持安定資金

1 制度の趣旨

この資金は、経済的諸条件の著しい変動、国際環境の変化により漁業経営の維持が困難になっている中小漁業者の再建を図るために、債務の整理を行うのに緊急を要する資金の融通を行う融資機関に対し、道が利子補給の助成措置を講ずることにより、中小漁業者の漁業経営の安定を図る制度です。

2 借受資格者

漁業経営の維持が困難になっており、又は困難となるおそれのある中小漁業者で、次のいずれかの要件に該当し、漁業経営再建計画（以下「再建計画」という。）の知事認定を受けた者を対象とします。

- (1) 漁家経営（原則として、使用する漁船の合計総トン数が30トン未満の漁船漁業及び養殖業又は小型定置漁業を主として営む個人）にあつては、整理対象債務を有し、維持資金の融通によってその整理を行うことが必要と認められる者
- (2) 企業経営（前号以外の者）にあつては、次のいずれかの要件に該当する者
 - ① 直近3ヶ年の事業年度の漁業収支が通算して損失となっている者 ※1
 - ② 直近の事業年度の末日（再建計画を作成するため特定の日に仮決算したときはその日）現在において、固定資産の額から自己資本の額と固定負債の額との合計額を控除して得た額を固定資産の額で除して得た数値が0.1以上である者

$$\text{自己資本不足比率} = \frac{\text{固定資産} - (\text{自己資本} + \text{固定負債})}{\text{固定資産}}$$

★「中小漁業者」

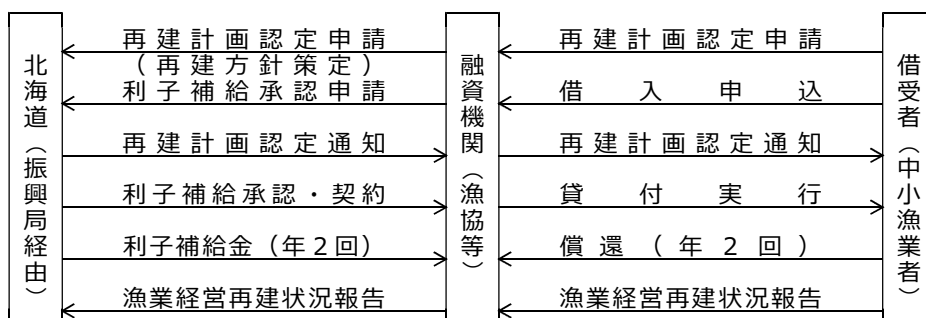
- ① 漁業を営む個人又は会社であつて、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船をいう。）の合計総トン数が3,000トン以下であるもの
- ② 漁業を営む漁業協同組合
- ③ 漁業生産組合

※1 東日本大震災被害漁業者にあつては、現事業年度において、水揚げ金額、漁業収支の動向等からみて損失が見込まれる者で、債務の整理が必要と認められる者

3 融資機関

漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫

4 制度のしくみ



基準金利：2.35% 利子補給率：1.25%（沿岸）・0.80%（遠洋） (R6.2.20現在)

5 融資条件

(令和6年4月1日現在)

資金使途	貸付利率	償還期限	左のうち据置期間	貸付限度額 (万円)
<p>維持資金により整理することができる債務（「整理対象債務」）</p> <p>(1) 返済期到来後未返済となっている債務</p> <p>(2) 返済期未到来の債務のうち、期限延長、借換え等により実質的に延滞ないし固定化しているとみなされる債務</p> <p>(3) その他の債務で、次に掲げるもの</p> <p>① 貸金、退職金の未払債務</p> <p>② 金融機関以外の者からの借入金</p> <p>③ 漁業(漁業関連事業を含む。)に関する債務について引き受けた保証債務又は連帯債務であって、主たる債務者又は他の連帯債務者の倒産等により履行を必要とされているもの及びその履行により生じた債務</p> <p>④ 北海道漁家負債整理対策実施要領（昭和49年8月19日水経第415号北海道水産部長通達）に基づく借入金</p> <p>⑤ その他知事が漁業経営の再建を図るために整理が特に必要であると認めた債務</p> <p>※ 東日本大震災被害漁業者にあつては、上記規定にかかわらず、次の債務を整理対象債務とする事ができる</p> <p>① 返済期未到来の借入金</p> <p>② 事業未払い金</p>	<p>(年%以内)</p> <p>遠洋 1.45</p> <p>その他の業種 1.00</p>	<p>(年以内)</p> <p>原則 10</p> <p>特認 15</p>	<p>(年以内)</p> <p>3</p> <p>3</p>	<p>1 漁船漁業を主として営む者</p> <p>① 使用する漁船の合計総トン数が30トン未満のもの 4,000 (7,000)</p> <p>② 使用する漁船の合計総トン数が30トン以上50トン未満のもの 7,000 (7,000)</p> <p>③ 使用する漁船の合計総トン数が50トン以上100トン未満のもの 12,000 (12,000)</p> <p>④ 使用する漁船の合計総トン数が100トン以上200トン未満のもの 15,000 (15,000)</p> <p>⑤ 使用する漁船の合計総トン数が200トン以上500トン未満のもの 24,000 (24,000)</p> <p>⑥ 使用する漁船の合計総トン数が500トン以上のもの 40,000 (40,000)</p> <p>2 養殖業を主として営む者 4,000 (8,000)</p> <p>3 定置漁業を主として営む者</p> <p>① 大型定置漁業(定置漁業権の免許対象となっているもの)を主として営むもの 8,000 (13,000)</p> <p>② 小型定置漁業を主として営むもの 4,000 (10,000)</p> <p>〔 4 漁船を使用しない漁業者 (7,000) 〕</p> <p>※ () 内は、東日本大震災被害漁業者が借り入れる場合</p>